

平成13年11月27日
内閣府（防災担当）

東海地震による震度分布等の見直し検討結果について

東海地震の防災対策の充実・強化を図るため、中央防災会議に設置された「東海地震に関する専門調査会」（座長：溝上恵東大名誉教授）は、最近までのデータの蓄積等を踏まえ、6月に新たな震源域についてとりまとめを行った。その結果、現行の震源域に比べ若干西側に広がった震源域となった。

これを踏まえ、最新の地盤データ等によるシミュレーションを行い、東海地震の発生時に想定される地震のゆれの大きさや津波の高さの分布等の検討の結果が、11月27日の専門調査会でまとまった。（震度6強や7の区域については整理中であり、最終報告までにまとめる予定）

- ① 地震については、大きな被害が出るおそれのある震度6弱以上の区域は、現行の強化地域に比べ、山梨県の北部、長野県中南部のそれぞれ一部地域と愛知県東部に広がる。
- ② 津波については、現行の強化地域に加え、千葉県房総半島突端、東京都伊豆諸島の一部、神奈川県湘南海岸の一部、愛知県東部太平洋岸等、三重県志摩半島等で、高い津波の発生が予想される。
しかし、海岸や港には津波・高潮に備えるべく堤防が相当整備されており、また震源より遠い地域では津波到達までの時間差もあって、甚大な被害を被る恐れがあるのはこれらの地域の一部であり、全ての地域が甚大な被害を被るわけではない。

各地域の詳細な震度（６強や７を含む）や津波高さの状況や、斜面崩壊、地盤の液状化等も含め、来月前半に結果をまとめ、年末の中央防災会議への報告を予定している。

今後、中央防災会議に地震防災対策強化地域の指定についての専門調査会を設けて検討するとともに、関係各都県知事等からも意見を聴く等、地震防災対策強化地域の見直しのための手続きに入ることとなる。

本件に対する問合せ先

内閣府 参事官（地震・火山対策担当）
参事官補佐
（電話 ０３－３５０１－５６９３）

布村 明彦
渡部 元

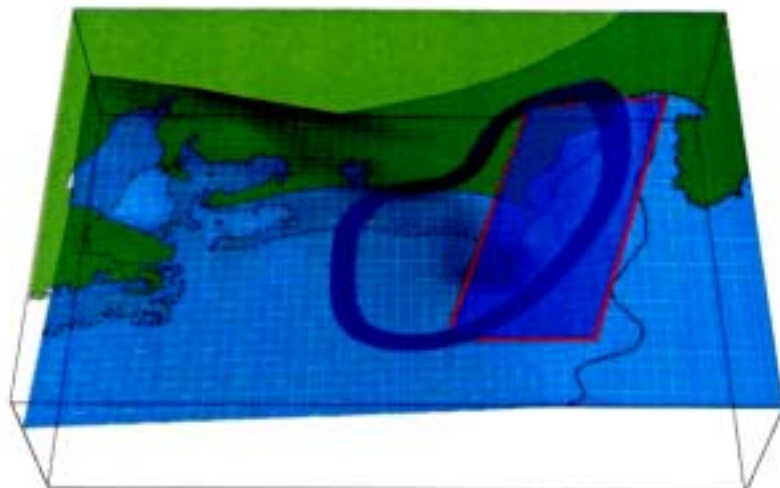
中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」名簿

(敬称略、◎：座長、○：座長代理)

委員	◎溝上 恵	東京大学名誉教授
専門委員	○阿部 勝征	東京大学地震研究所教授
	安藤 雅孝	名古屋大学大学院理学系研究科教授
	石橋 克彦	神戸大学都市安全研究センター教授
	入倉 孝次郎	京都大学防災研究所所長
	江頭 進治	立命館大学理工学部教授
	岡田 義光	防災科学技術研究所企画部長
	河田 恵昭	京都大学巨大災害研究センター長
	坂本 功	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授
	島崎 邦彦	東京大学地震研究所教授
	杉山 雄一	産業技術総合研究所活断層研究センター副センター長
	中埜 良昭	東京大学生産技術研究所助教授
	濱田 政則	早稲田大学理工学部教授
	松田 時彦	西南学院大学文学部教授
	翠川 三郎	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
	山崎 文雄	東京大学生産技術研究所助教授

以上

平成 13 年 6 月 19 日に「東海地震に関する専門調査会」
でとりまとめられた新たな想定震源域案

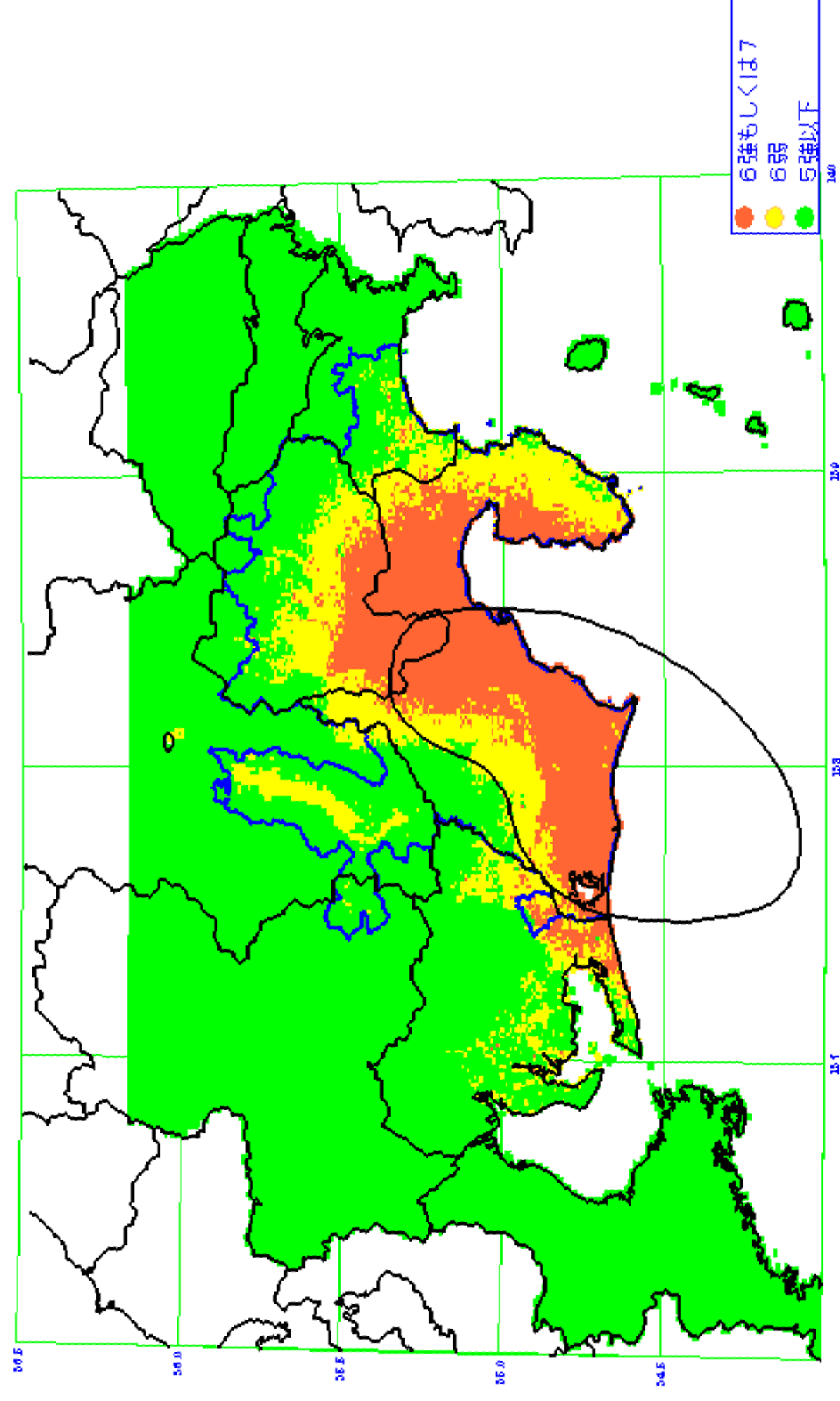


-  : 新たな想定震源域案
-  : 中央防災会議(1979)による想定震源域

現行の地震防災対策強化地域と新たな想定震源域案



想定される震度分布（11月27日公表）

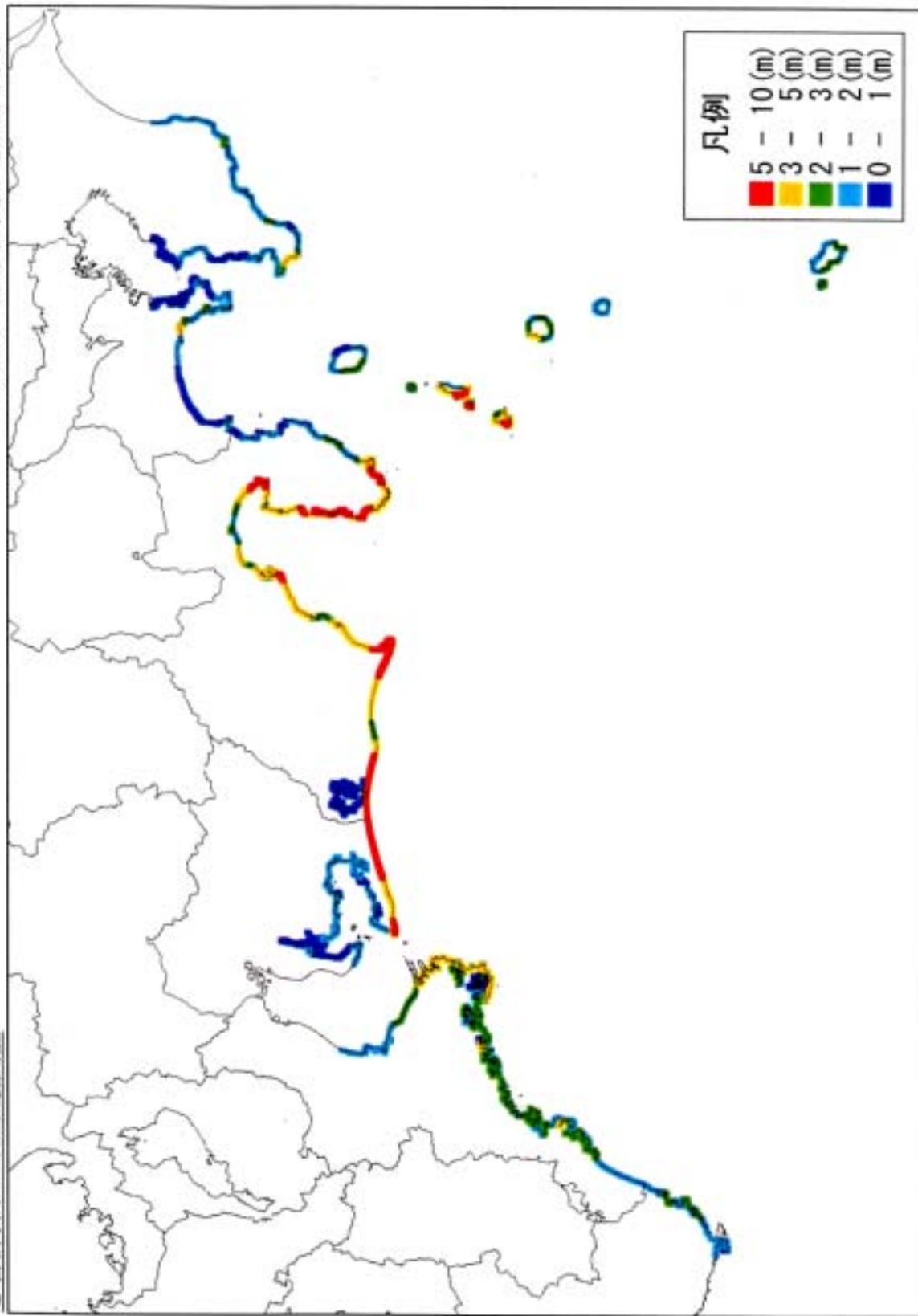


— : 現行の地震防災対策強化地域

海岸における津波の高さの分布（11月27日公表）

●各計算ケースの最大値

※沈降・隆起を考慮し危険側を示す



地震防災対策強化地域指定等の流れ

平成13年

1月26日

中央防災会議で総理指示

東海地震に関する専門調査会を設置（中央防災会議決議）
専門委員を任命・指名（内閣総理大臣任命・中防会議会長指名）

3月14日

東海地震に関する専門調査会における検討開始

6月19日：想定震源域についてとりまとめ（第6回）

6月28日

新しい想定震源域を中央防災会議に報告（中間報告）

11月12日：地震動や津波の拡がりの検討
11月27日：地震動や津波の拡がりのまとめ
12月 5日、11日：全体のまとめ（予定）

（年内予定）

東海地震に関する専門調査会で、著しい被害が生じると考えられる範囲
についての検討結果をとりまとめ、中央防災会議に報告

（中央防災会議において強化地域の見直しが必要とされた場合）

内閣総理大臣が強化地域指定について諮問（大震法第3条）

平成14年

（1月予定）

強化地域指定のための専門調査会を設置して検討

強化地域指定見直しにつき
内閣総理大臣に答申

関係都道府県知事の意見聴取

（年度内目途）

地震防災対策強化地域指定の見直し指定（公示）（大震法第3条）

（14年度）

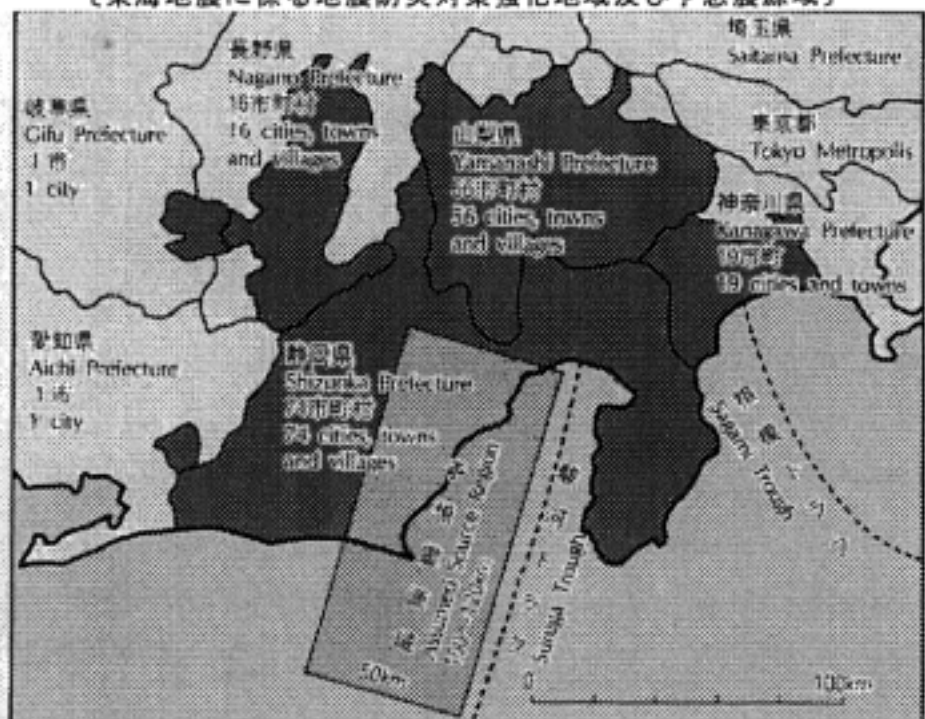
東海地震対策の再点検・見直しの検討

- 中央防災会議の「地震防災基本計画」の見直し（基本的事項）
- 各省庁、指定公共機関、地方自治体等が作成する
「地震防災強化計画」の策定や必要に応じた見直し
- 人が多数集まる施設や危険物を扱う施設等が作成する
「地震防災応急計画」の策定や必要に応じた見直し
- 強化地域内県知事による、
地震財特法に基づく「地震対策緊急整備事業計画」の作成
- 観測・測量体制の強化の検討

東海地震対策の推進

東海地震については、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年制定）に基づき、静岡県を中心とする 6 県 167 市町村を地震防災対策強化地域に指定し、対策を講じている。

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域及び予想震源域〕



地震防災対策強化地域の指定

- **地震予知のための観測・測定の強化**（H12.2 現在）
 - ・地震計約 210 箇所（全国比約 30%）、歪計約 40 箇所（同約 100%）、傾斜計約 50 箇所（同約 100%）、伸縮計約 10 箇所（同約 100%）、潮位計約 25 箇所（同約 20%）、地下水位計約 10 箇所（同約 100%）
- **予知を前提とした避難・警戒体制の構築**
 - ・中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成（平成 11 年 7 月に修正）
 - ・指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成
 - ・民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成
- **予防対策の推進**
 - ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（議員立法）に基づき避難地、避難路等の整備を推進
 - ・税制上の特例により、動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進

大規模地震対策特別措置法について

内閣総理大臣

関係都道府県知事 意見聴取(法第3条第3項)

諮問(法第3条第2項)

中央防災会議

指定(法第3条第1項)

地震防災対策強化地域



内閣総理大臣が地震防災対策強化地域を指定すると、次のような体系で各種計画を作成し、その実施を推進。

(法第5条)

地震防災基本計画

- 警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針
- 地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項
- 総合防災訓練に関する事項

策定
実施

中央防災会議

- 全閣僚
- 日銀、日赤、NHK、NTTの長

(法第6条)

地震防災強化計画

- 地震防災応急対策に関する事項
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 大規模地震防災訓練に関する事項 など

策定

指定行政機関

指定地方行政機関

指定公共機関

指定地方公共機関

策定・実施

関係都道府県知事

都道府県防災会議

関係市町村長

市町村防災会議

(法第7条、8条)

地震防災応急計画

- 地震防災応急対策に関する事項
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 大規模地震防災訓練に関する事項 など

策定
実施

特定の民間事業者

- 病院、劇場、百貨店、旅館、鉄道事業等を管理・運営する者

異常現象が発見された場合、次の流れに沿って、各種計に基づき地震防災応急対策を実施。

連続観測

傾斜計、体積歪計、伸縮計、地震計、その他

気象庁で異常現象発見

判定会長連絡

→ 報道機関への連絡

→ 防災関係機関への連絡

判定会招集

(判定会)

判定会判断

気象庁長官から内閣総理大臣に地震予知情報を報告

(閣議(法第9条))

警戒宣言発令

地震防災応急対策の実施
(国(法第10条))

地震災害警戒本部

本部長=内閣総理大臣
副本部長=防災担当大臣、危機管理担当大臣及び内閣官房長官

- 地震防災応急対策の総合調整・指示
- 地震防災派遣に関する事務 など

(都道府県(法第16条))

都道府県地震災害警戒本部

本部長=都道府県知事

(市町村(法第16条))

市町村地震災害警戒本部

本部長=市町村長

東海地震の警戒宣言が発せられた際の対応措置

項 目	内 容
1. 避難	・ 避難対象者等があらかじめ指定されている避難地へ避難
2. ライフライン	・ 飲料水については供給を継続 ・ 電気については供給を継続、ただし、発電用燃料の受け入れを陸上及び海上ともに中断 ・ ガスについては、各工場等からの供給に対して、使用に支障をきたさない範囲で減圧措置を実施
3. 電話	・ 一般通話の利用を制御するとともに、利用者に対してその旨の協力を要請 ・ 防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保
4. JR・私鉄	・ 強化地域内の在来線・新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車 ・ 強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転を実施
5. バス・タクシー	・ 強化地域内で運行を中止
6. 船舶	・ 津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止
7. 一般道路	・ 強化地域内への流入を極力制限 ・ 強化地域外への流出は原則として制限なし ・ 強化地域内の主要道路では走行を極力抑制 ・ 強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限 ・ 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
8. 高速道路	・ 強化地域内への流入を極力制限 ・ 強化地域外への流出は原則として制限なし ・ 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 ・ 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
9. 金融機関	・ オンライン稼働を除いて、営業を停止
10. 百貨店	・ 営業を停止し、買物客を外に誘導
11. 病院	・ 外来診療を中止 ・ 入院患者について、保護者の引き取りがある場合にはこれに対応し、保護者の引き取りがない場合には、近くの安全な場所に誘導
12. 劇場	・ 営業を停止し、客を外に誘導
13. 学校・幼稚園	・ 状況に応じて保護者に引き渡し ・ 保護者の引き取りがない場合には、安全な場所に避難誘導

地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の推進

《地震財特法の趣旨・経緯》

①趣 旨	地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置について規定		
②制定経緯	衆・災害対策特別委員長から提案 昭和 55 年 5 月 28 日に議員立法で制定（同日施行）		
③延長経緯	昭和 60 年 3 月	一回目の有効期限延長（5 年間の単純延長）	
	平成 2 年 3 月	二回目 " （5 年間の単純延長）	
※いずれも議員立法	平成 7 年 3 月	三回目 " （5 年間の単純延長）	
	平成 12 年 3 月	四回目 " （5 年間の単純延長）	

《地震対策緊急整備事業計画の作成・変更》

内閣総理大臣による地震防災対策強化地域の指定
（大規模地震対策特別措置法第 3 条）

〔地震財特法〕

関係道府県知事による地震対策緊急整備事業計画の
作成・変更（法第 2 条第 1 項、第 4 項）

意見聴取
（法第 2 条第 2 項）

関係
市 町 村 長

内閣総理大臣による地震対策緊急整備事業計画の同
意（法第 2 条第 1 項）

協 議
（法第 2 条第 3 項）

関係
行政機関の長

関係道府県・関係市町村等による地震対策緊急整備
事業計画に沿った事業の推進

《地震対策緊急整備事業計画の概要》

①作 成 主 体	関係都道府県知事（現在、東海地震に係る地震防災対策強化地域の 6 県知事のみ）
②対 象 事 業	避難地、避難路、消防用施設、公立小中学校等の公的建築物の耐震改修など 17 施設等の整備事業
③計 画 期 間	昭和 55 年度～平成 16 年度
④計画総事業費	約 1 兆 3,361 億円

《国庫補助率の嵩上げ》

対 象 事 業	国 庫 補 助 率
①消防用施設	1 / 3 ⇒ 1 / 2
②社会福祉施設	1 / 2 ⇒ 2 / 3
③公立小中学校（危険校舍改築）	1 / 3 ⇒ 1 / 2
（非木造補強）	1 / 3 ⇒ 1 / 2、2 / 3（財政力に応じて）

地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画の変更

1. 事業別事業費(6県計)

(単位:百万円)

事業名	変更前の20ヶ年計画			前期5ヶ年計画(H7～H11)			次期5ヶ年計画(H12～H16)	
	計画事業費 (A)	H11 末 実績 事業費 (B)	進捗率 (B)/(A)=(C)	計画事業費 (D)	H11 末 実績 事業費 (E)	進捗率 (E)/(D)=(F)	計画事業費 (G)	対前期比 (G)/(D)=(H)
1 避難地	70,397	66,551	94.5%	7,990	4,144	51.9%	4,345	54.4%
2 避難路	65,644	60,542	92.2%	17,425	12,323	70.7%	13,309	76.4%
3 消防用施設	76,826	69,217	90.1%	26,956	19,347	71.8%	24,384	90.5%
4 緊急輸送道路	297,071	306,281	103.1%	78,284	87,494	111.8%	60,675	77.5%
5 緊急輸送港湾	7,387	5,057	68.5%	4,000	1,670	41.8%	1,660	41.5%
6 緊急輸送漁港	1,834	1,724	94.0%	343	233	67.9%	0	0.0%
7 通信施設	16,152	16,126	99.8%	52	26	50.0%	328	630.8%
8 公的医療機関	11,685	12,397	106.1%	2,705	3,417	126.3%	1,213	44.8%
9 社会福祉施設	28,172	29,054	103.1%	5,692	6,574	115.5%	11,156	196.0%
10 公立小・中学校	219,136	201,895	92.1%	50,089	32,848	65.6%	64,046	127.9%
11 河川管理施設	24,855	27,904	112.3%	9,110	12,159	133.5%	6,370	69.9%
12 海岸保全施設	25,809	25,478	98.7%	3,583	3,252	90.8%	6,997	195.3%
13 砂防設備	28,647	28,880	100.8%	9,506	9,739	102.5%	16,215	170.6%
14 保安施設	65,603	62,302	95.0%	18,061	14,760	81.7%	25,301	140.1%
15 地すべり施設	42,440	44,052	103.8%	17,013	18,625	109%	17,371	102.1%
16 急傾斜地施設	74,733	82,942	111.0%	22,827	31,036	136.0%	32,205	141.1%
17 ため池	8,760	7,379	84.2%	2,506	1,125	44.9%	2,757	110.0%
合計	1,065,151	1,047,781	98.4%	276,142	258,772	93.7%	288,332	104.4%

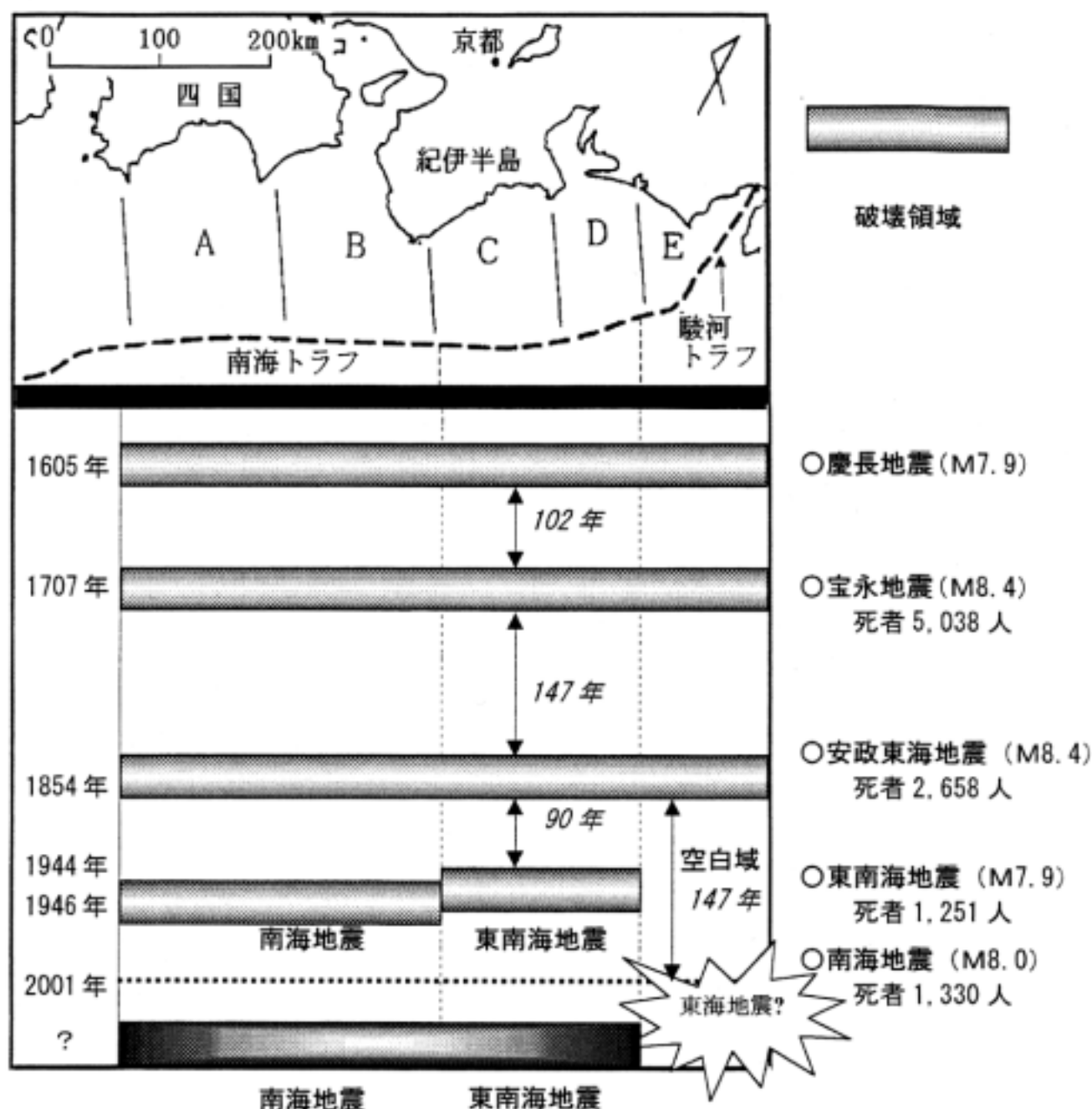
※ 網掛けの事業は、地震財特法による国庫補助率の嵩上げ対象事業である。

2. 県別事業費

(単位:百万円)

県名	変更前の20ヶ年計画			前期5ヶ年計画(H7～H11)			次期5ヶ年計画(H12～H16)	
	計画事業費 (A)	H11 末 実績 事業費 (B)	進捗率 (B)/(A)=(C)	計画事業費 (D)	H11 末 実績 事業費 (E)	進捗率 (E)/(D)=(F)	計画事業費 (G)	対前期比 (G)/(D)=(H)
1 神奈川県	114,789	110,787	96.5%	22,420	18,418	82.1%	24,006	107.1%
2 山梨県	227,504	219,088	96.3%	67,188	58,772	87.5%	75,576	112.5%
3 長野県	71,369	72,613	101.7%	16,653	17,897	107.5%	29,506	177.2%
4 岐阜県	9,965	10,195	102.3%	4,300	4,530	105.3%	7,020	163.3%
5 静岡県	633,077	627,230	99.1%	163,749	157,902	96.4%	150,165	91.7%
6 愛知県	8,447	7,868	93.1%	1,832	1,253	68.4%	2,059	112.4%
合計	1,065,151	1,047,781	98.4%	276,142	258,772	93.7%	288,332	104.4%

東海地震と東南海・南海地震



○東海地震

東南海地震(1944)で歪みが解放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震が発生してもおかしくないとみられている。

○東南海・南海地震

おおむね100～150年の間隔で発生しており、今世紀前半での発生が懸念されており、中部圏、近畿圏などの防災対策を早急に確立していく必要がある。